

令和6年

建設文教委員会

9月17日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和6年9月17日

午前10時00分 開会

午前11時39分 閉会

1. 出席委員

委員長	服部 龍一	副委員長	武谷 としお
委員	鈴木 智和	委員	こんどう のぶお
委員	いとう ひろし	委員	鵜飼 貞雄
委員	清水 義昭		
議長	毛 受明 宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤 健治	議事課長	深草 広治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺島 慎二	議事課主査	久永 英明

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
教育長	藤井 和久	経済建設部長	星 子恭士
教育部長	浅井 俊一	農業政策課長	加藤 直美
土木課長	外山 紀元	都市計画課長	中田 勝次
学校教育課長	秋永 亘正	学校支援室長	奥 平 剛

5. 傍聴議員

岡島 ゆみこ	青木 けんじ	中堀 りゅういち	浅井 たかお
近藤 ひろひで	郷右近 修	林 ゆきひろ	三浦 桂司
一色 美智子	堀内 ちほ	ふじえ 真理子	

6. 傍聴者

一般傍聴者 8名

午前10時開会

○建設文教委員長（服部龍一議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶、お願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の建設文教委員会に付託されました案件は4つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶、お願いします。

毛受議長。

○議長（毛受明宏議員） おはようございます。

本日の建設文教委員会は、4議案に1請願の3陳情となりますので、慎重審査、よろしくをお願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第53号 市道の路線廃止についてと議案第54号 市道の路線認定については、関連がありますので一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(服部龍一議員) 御異議ありませんので、議案第53号と議案第54号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとに行います。

議案第53号と議案第54号について、理事者の説明を求めます。

外山課長。

○土木課長(外山紀元君) それでは、議案第53号、54号を続けて説明申し上げます。

まず、議案第53号 市道の路線廃止についてです。

この案を提出するのは、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を廃止するものです。

廃止する路線は21路線です。

議案を3枚おめくりいただき、附図1、附図2を御覧ください。

まず、豊明市間米南部土地区画整理事業区域内に係る19路線として、路線番号108、路線名、鎗ヶ名純堀線は、附図1と附図2にまたがっており、起点は、附図2の豊明市前後町鎗ヶ名1875番地の1地先、終点は、附図1の豊明市間米町純堀964番地の1地先です。

以後の路線は、附図1の記載となります。

路線番号1436、路線名、前後4号は、起点、豊明市前後町仙人塚1753番地の22地先、終点、豊明市間米町島川745番地先です。

路線番号1539、路線名、前後42号は、起点、豊明市前後町仙人塚1757番地の6地先、終点、豊明市間米町島川742番地の1地先です。

路線番号1572、路線名、間米35号は、起点、豊明市間米町八ツ屋660番地先、終点、豊明市間米町八ツ家670番地の1地先です。

路線番号1610、路線名、間米41号は、起点、豊明市間米町廻渡1936番地先、終点、豊明市間米町廻渡1947番2地先です。

路線番号1633、路線名、間米58号は、起点、豊明市間米町純堀1828番地先、終点、豊明市間米町純堀1819番地先です。

路線番号1634、路線名、間米59号は、起点、豊明市間米町榎山1705番地先、終点、豊明市間米町純堀1843番地先です。

路線番号1635、路線名間米60号は、起点、豊明市間米町純堀1852番地先、終点、豊明市間米町廻渡1938番地先です。

路線番号1636、路線名、間米61号は、起点、豊明市間米町純堀1860番地先、終点、豊明市間米町廻渡1909番地先です。

路線番号1637、路線名、間米62号は、起点、豊明市間米町廻渡1918番地先、終点、豊明市間米町廻渡1915番地先です。

路線番号1638、路線名、間米63号は、起点、豊明市間米町廻渡1914番地先、終点、豊明市間米町廻渡1926番地先です。

路線番号1639、路線名、間米64号は、起点、豊明市間米町廻渡1934番地先、終点、豊明市間米町廻渡1937番地先です。

路線番号1640、路線名、間米65号は、起点、豊明市間米町廻渡1933番3地先、終点、豊明市間米町廻渡1946番地先です。

路線番号1641、路線名、間米66号は、起点、豊明市間米町廻渡1953番地先、終点、豊明市間米町廻渡1964番地先です。

路線番号1642、路線名、間米67号は、起点、豊明市間米町廻渡1954番地先、終点、豊明市間米町島川2126番地先です。

路線番号1643、路線名、間米68号は、起点、豊明市間米町廻渡1970番1地先、終点、豊明市間米町廻渡1965番地先です。

路線番号1644、路線名、間米69号は、起点、豊明市間米町島川2112番地先、終点、豊明市間米町島川2137番地先です。

路線番号1645、路線名、間米70号は、起点、豊明市間米町島川2123番1地先、終点、豊明市間米町島川2131番地先です。

路線番号1646、路線名、間米71号は、起点、豊明市間米町島川2127番地先、終点、豊明市間米町島川2133番地先です。

以上の19路線は、土地区画整理事業により道路認定を廃止するものです。

続きまして、1枚おめくりいただき、附図3を御覧ください。

路線番号2104、路線名、沓掛南68号は、起点、豊明市沓掛町掛下17番地先、終点、豊明市沓掛町掛下12番地先です。

路線番号2105、路線名、沓掛南69号は、起点、豊明市沓掛町掛下4番地先、終点、豊明市沓掛町掛下10番地先です。

以上2路線は、隣接土地所有者からの用途廃止申請並びに払下げ申請により、道路認定を廃止するものです。

以上で議案第53号の説明を終わります。

続きまして、議案第54号 市道の路線認定について御説明いたします。

この案を提出するのは、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を認定するものです。

認定する路線は4路線です。

議案を1枚おめくりいただき、附図1を御覧ください。

路線番号108、路線名、鎗ヶ名島川線は、起点、豊明市前後町鎗ヶ名1875番1地先、終点、豊明市間米町島川2145番地先です。

続きまして、1枚おめくりいただき、附図2を御覧ください。

路線番号1436、路線名、前後4号は、起点、豊明市前後町仙人塚1753番67地先、終点、豊明市前後町仙人塚1757番6地先です。

路線番号1539、路線名、前後42号は、起点、豊明市前後町仙人塚1757番6地先、終点、豊明市前後町鎌ヶ須1781番5地先です。

路線番号1634、路線名、間米59号は、起点、豊明市間米町榎山1705番地先、終点、豊明市間米町純堀1828番地先です。

これらの路線は、土地区画整理事業により道路認定を廃止する市道の一部を管理するために新たに市道認定する必要があるからです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 附図の1なんですけど、これ、廃止するということで、廃止した市道は、どうなるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） どちらの附図ですか。

○こんどうのぶお委員 すみません、53号です、すみません。議案第53号です、すみません。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 53号の附図1。1でしょう。

○こんどうのぶお委員 ええ。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ごめんなさい。

○こんどうのぶお委員 53号です、すみません。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 失礼しました。

答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 区画整理事業内の部分にございましては、区画整理の事業として取り込まれまして、事業完了後に新たに市道認定、移管を受けて市道認定する予定でございます。区画整理外の部分も一部含まれておりますが、今回、廃止して、今回で、もう再認定して終点を変えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今、区画整理組合に入るってということで、これは、寄附されるとか買収される……。その辺は、どういう状況になるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

○こんどうのぶお委員 組合になるんでしょう、入るんでしょう。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 外山課長。

○土木課長（外山紀元君） もう一度、すみません、お願いいたします。

○こんどうのぶお委員 組合に入るって、今、言われたんで、そこで廃止された市道は、区画整理組合に寄附するのか買い取るのか、どういうふうになるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 寄附という言い方よりは、区画整理事業に編入、まず、されます。編入されて、施工後に新たに道路管理者、道路については道路管理者に移管を受ける形になります。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 議案54号の附図2の間米59号、これは、土地区画整理事業の範囲外となっておりますが、これは、終点と起点、始まりと終わりの路線が短くなるだけっていう理解でいいんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 終点部が短くなった、おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 路線廃止のほうについてお伺いするんですが、この附図1で、てんでんで囲まれているところが恐らく土地区画整理事業の中だというふうには見ましたが、この中で、今回、廃止する市道以外で残るような市道っていうのはありますか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 区画整理事業内に認定されてない市道もございます。それも同じく区画整理事業として編入されまして、施工されて、新たに道路にできたものについては、市道認定、今後、してく形になります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） よろしいですか。

清水委員。

○清水義昭委員 認定されてない道路は、もともと認定されてないから廃止する必要がないということだと思うんですけども、違うのかな、そういうふうに聞き取りましたけども、ということは、その市が持ってる道路は、この区画整理の中のもので、全部一旦なくなるっていうことでいいんでしょうかという。聞きます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 道路、それ以外にも公共水路とか緑地とかありますけども、一旦は編入して区画整理事業として施工されて、その後、区画の整理されてから、道路としては道路管理者が頂く形になります。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 これ、区画整理、今、始めているような段階だと思いますけども、その廃止するのがいつなのかっていうのが知りたいです。なぜかっていうと、まだ道路が残ってる状態でその廃止したときに管理はどこがするのかっていうことをお伺いしたいので、いつ廃止されるのかっていうのをお伺いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 議案をお認めいただいて議決されたときに廃止されまして、2か月の工事期間がございますが、それで周知させていただこうと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員　ちょっと待ってよ。その廃止したと……。ちょっと待ってくださいよ。これ、廃止をした後も道路は残ってる状態になるんですかね。要は、その残ってる状態のときに、路線を廃止するだけということは分かってるんですけど、管理するのは、その道路がなくなるまでは市が一応管理するみたいな感じでいいんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　廃止された後、区画整理事業に編入されますので、管理のほうは事業者、区画整理事業者が行う形になります。

（そういうことねの声あり）

○土木課長（外山紀元君）　以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員）　ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員　議案第53号の附図の3のほうなんですけど、これは、今、言われて、用途申請があったんですか、そういった理由で。県道は関係ないんですか、新しくできる。その辺の関係は、ないんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　附図3につきましては、廃止する道路、2路線ありますけど、その両側、所有者が同じで、そっから申請がございまして、土地を一体利用したいということが一番の目的だと思いますが、県道というよりは、その土地の一体利用が一番の原因でございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員）　ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員　これの道路が2つあって、その間に水路って、これはどうなるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　路線廃止には直接関係ございませんが、水路も付け替えを予定しております。

（付け替えの声あり）

○土木課長（外山紀元君） 付け替え、そうですね。

以上です。

（端的に答えないかんの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今の水路は、どちらに付け替える予定なんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 路線廃止には関係ございませんが、これ、答えたほうがよろしいんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 分かる範囲、もし。答えられる範囲で結構です。

○土木課長（外山紀元君） 土地、申請者から土地を一体利用したいということで、その橋のほう、県道のほう沿いに水路を付け替える予定をしております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今、何で聞いたかっていうと、その水路が変わる、道がなくなっ
てってということで、ここの中川地区なんかは低いところでありまして、そういったところで水
路付け替えて、そのゲリラ豪雨とかあったときに大丈夫なのかなって、その辺の想定、そ
の辺の想定までは、されてるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 県道ができる前よりも悪化することなく、シミュレーション
を行って、水路の付け替えを行う予定しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、廃止する市道がありますよね。これは、どの……。隣の事
業者に売却ということによろしいんです。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 道路につきましては、隣接地で道路がなくなる部分がございます
ので、廃止のみとなっております。

以上です。

(廃止のみの声あり)

(払下げするのでの声あり)

(隣の事業者に売却ですかの声あり)

(そうですの声あり)

(だから、払下げの声あり)

(払下げってことですかの声あり)

○建設文教委員長(服部龍一議員) 答弁願います。

外山課長。

○土木課長(外山紀元君) 払下げで付け替えでございます。払下げさせていただきます。

○建設文教委員長(服部龍一議員) こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 そのときの土地単価って、こういった形で払下げするんでしょうか。

○建設文教委員長(服部龍一議員) 答弁願います。

外山課長。

○土木課長(外山紀元君) 今度、議決後に市有財産の審議会に通して単価を決定していきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長(服部龍一議員) ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 認定のほうでお聞きしますけども、附図2のほうですね。廃止して、また認定するってということで、多分、延長が短くなるほうだと思うんですが、これ、この図だけで見るとちょっと分かんないんですけど、終点のところっていうのは、何かその道路に接続するって考えたほうがいい、考えていいんでしょうか、3か所あると思いますけども。お願いします。

○建設文教委員長(服部龍一議員) 答弁願います。

外山課長。

○土木課長(外山紀元君) 区画整理事業中につきましては、終点部で区画整理と分断されますので、道路と接続という形にはならない予定をしております。

以上です。

○建設文教委員長(服部龍一議員) 清水委員。

○清水義昭委員 ちょっと待ってください。間米59号ですね、北から行くと。間米59号、

それから、前後4号、それから、前後42号のそれぞれ3つは、この終点のところで行き止まりみたいな形になるっていうことでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 基本、行き止まりになりますけども、事業者の既存の土地だとか家とかを考えて通す場合もございます。ただ、路線としては行き止まりのような形となります。

（路線としては行き止まりの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） よろしい。よろしいですか。

清水委員。

○清水義昭委員 それは、一時、その行き止まりみたいになるっていうことで考えればいいですかね。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 工事のスケジュールによりますけど、道路の形態が区画整理内としては、もう形がなくなる形になりますので、そのときには、もう、それ以上通過できなくなる形には将来的にはなります。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第53号について採決を行います。

議案第53号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第54号について採決を行います。

議案第54号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号 豊明市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

秋永学校教育課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） それでは、議案第58号 豊明市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、放課後児童クラブの育成時間及び利用料金を変更するため必要があるからです。

1枚おめくりください。

条例第6条第1項において定める平日の利用時間のうち、終了時間を午後7時までに改め、同じく、第2号に定める土曜日及び夏季、冬季並びに春季での長期休業日の利用時間について、午前7時30分から午後7時までに改めます。

また、第8条第2項において定める利用料金については、別表のとおり、通常利用料金を改めるとともに、夏季休業等の長期休業期間の利用料金を新たに設定するものです。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行し、この条例の施行の日前に必要な手続、準備行為について行うことができるものとするものとします。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 今回の条例一部改正の経過の説明のときに、受益者の要望とアンケートを取ったってお聞きしたんですけども、アンケートの回収率って、お分かりでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） すみません、ちょっと、今、数字を持ち合わせておりません。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 これ、児童クラブ、全部、これ、委託先が決まってると思うんですけど、その委託先における、これ、人件費だとかも、これ、上がってくると思うんですが、時間が伸びたことによって、これは、どれぐらいを予測されてるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） この条例改正によって、開所時間が約14%ほど時間数が増加しますので、人件費もそれに比例した形で増加するというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 先ほど、アンケートを取ったというような話がありまして、これ、その内容っていうか、時間延長とかそういった内容、内容っていうんですかね、その辺の現状のままでいいとかそういった、どういう項目で取ったのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） アンケートとしては、児童クラブに対する要望というような形で、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて昨年度実施したアンケートの内容を確認をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 このアンケートで、現状のままでいいとかいうそういった回答もたくさんあったのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 割合は、ちょっと、今、お手元にありませんけれども、そういった御回答も幾つかあったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 この放課後児童クラブは、これ、豊明市内の児童クラブが全部対象なのかどうか教えてください。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 豊明市が委託して実施している児童クラブ全てが対象となっております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

武谷副委員長。

○武谷としお委員 月額が3,000円から4,000円、夏休みが5,000円から6,000円になった1,000円アップした根拠と、近隣市町の金額が分かればお願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 利用料金については1,000円増額しておるんですけども、これについては、急激な負担増をまず避けるということが1つ。もう一つ、近隣自治体で設置している利用料金とさほど乖離しない、大きく差がないというような範囲で設定をしたものでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今の話で、急激な負担増を避けたというそういったお話、本会議でもあったと思うんですけど、これ、将来的にもさらに値上げを考えていくんでしょうか。どのぐらいまで利用料を値上げする必要があるとお考えでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 現時点で、その将来的な部分についてはお答えすることはできません。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 この議案、今回、この上程するまでの間に、その市が持ってるような会議体なんかを通過してきてるのかなっていうふうな予測はしているんですが、どんなような会議体を踏んで上程されてきてるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 特に、その、例えば、市民の方を含めた会議体というものはございませんで、市の中で……。

（子育て何とかとかさの声あり）

○学校教育課長（秋永亘正君） 市長部局の中で、教育委員会の中でこういったものを協議をして、この内容で上程させていただいたというものでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 アンケートで要望だけを取ってるということで、利用料の値上げとかそういった意見、あと、利用者の意見交換はしてるんでしょうか。利用料金についてのなんですけど。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 利用料金について、市民の方との意見交換というのはしておりません。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 土曜日まで、土曜日は7時まで延長されるんですよね。現状の土曜日の5時までの利用している児童って、どのくらい見えるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

○こんどうのぶお委員 土曜日の利用ですね、5時までの。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 正確な数字はお持ちしておりませんが、皆さんのその保護者の方の働き方がかなり長くなりつつあるということですので、それに対応した改正内容というふうにしております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 ちょっと、今、よく分からんけど。

利用、僕が聞いているのは、5時まで利用してる児童っているの、どれだけいるんですか

って言ったんですけど。何人いるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） その遅くまで利用している方のその割合とか……。

（土曜日ですよ、土曜日の声あり）

○学校教育課長（秋永亘正君） 土曜日についても、その正確な人数というのは把握はしておりませんが、そういったお声、ニーズというのは、現場のほうでお聞きしてあるというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 利用者、一律で徴収ということなんですけど、独り親世帯とか多子世帯の減免というのは考えなかったんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） もともと児童クラブというのは減免規定というのがございまして、生活保護世帯であったりとか市民税非課税世帯、あるいは、就学援助制度の該当世帯、準要保護世帯、そういった方々を減免制度に設けておりますので、それ以上の減免制度というのは考えておりません。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、あと、お迎えの時間が6時、7時とかなると思うんですけど、そういった児童クラブの利用時間によって利用料を分ける自治体もあるんですけど、ほかでは。そういった検討は、なされなかったんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） そういった細分化するという考え方もありますけれども、その利用料金が分かりにくくなったりとか煩雑になったりする部分もありますので、こういった利用体系、利用料金の体系にしております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○**こんどうのぶお委員** これ、児童館の指定管理が、指定管理の募集が既にホームページにあります。児童クラブの開所時間が既に平日の午後7時までということで、土曜と長期休暇中が7時半から午後7時までとなっています。議決前にこのような募集をするのは問題ではないのでしょうか。

○**建設文教委員長（服部龍一議員）** 答弁願います。

秋永課長。

○**学校教育課長（秋永亘正君）** 確かにホームページには掲載しておりますけれども、これは、あくまで条例が可決されたという前提という注釈を設けておりますので、その前提の上で公開をさせていただいておるというところでございます。

以上でございます。

○**建設文教委員長（服部龍一議員）** ほかにございませんか。

清水委員。

○**清水義昭委員** 先ほど、こんどう委員のほうから、土曜日の午後5時ぐらいまで利用されてるお子さん、どれぐらい見えますかという質疑があったんですけど、今度、反対で、朝、土曜日は、今は8時からってことになってますけども、そっから利用されてる方っていうのは分かりますか。8時もうぎりぎりから。

○**建設文教委員長（服部龍一議員）** 答弁願います。

秋永課長。

○**学校教育課長（秋永亘正君）** やはりお仕事をされている方というのは、比較的朝早くから昼間にお仕事されてる方が多いので、やはり午前中は比較的多いのかなというふうに。ただ、正確な数字というのは、ちょっと持ち合わせておりません。

以上でございます。

○**建設文教委員長（服部龍一議員）** ほかにございませんか。

清水委員。

○**清水義昭委員** ということは、確認したいんですが、これ、朝7時半からにするわけじゃないですか、土曜日とか長期休暇中、のその根拠的なものっていうのは、何か根拠があって、そうするんですか。

○**建設文教委員長（服部龍一議員）** 答弁願います。

秋永課長。

○**学校教育課長（秋永亘正君）** 今、土曜日8時からになっておるんですけども、長期休業日については7時半からやっております。そういったところと合わせるというところ

での7時半からという形にしたいと考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 放課後児童健全育成事業の目的は、子どもの自主性、社会性や自立を育む観点に立ち、放課後生活と学校教育に通じて、ともに生きる力を育成することにあります。

今回は月1,000円の値上げとのことですが、年間で見れば3万8,000円から年間5万円、2人子どもがいれば年間7万6,000円から年間10万円へと大幅値上げになってしまいます。さらに、受益者負担を目指すような説明がありましたが、本市のこどもまんなかまちづくりの考えに反する政策ではないでしょうか。

金額に関してアンケート調査も十分行えておらず、市民ニーズも的確につかめていません。時間延長しなくても金額がそのままよいという家庭が大勢いるかもしれません。そのような中、時間を延長するからといって一律で値上げをすることは認められません。また、多子家族への子育て世代への負担軽減策、減免などの検討もまだまだ足りないと思います。子育て世代の人口増を目指す本市にとっては、子育て支援策の充実が重要政策のはずであります。

よって、今回の条例に反対とします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 議案第58号 豊明市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について、賛成します。

詳しくは議場で述べさせていただきます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 じゃ、議案第58号について、賛成の立場で討論いたします。

答弁の中で、この利用料、近隣自治体と特段その乖離することなくっていうことですので、今のニーズに、今の社会情勢に合わせていけば、妥当な金額であるかなというふうに思っております。

実は、私が住む地域というかすぐ近くに学童保育やってみえるところがあるんですけども、そういった民間さんでやってるとこだと、もっとこれの10倍っていったら変かもしれませんが、行かないですけども、もう何万円というね、金額取っていただいている。それを、だから、税金で結構ね、カバーして、その市民サービスの向上を図ってあるのかなというふうに私は思っております。

また、常日頃から、その利用者見ていますけども、結構ね、やっぱり夏休みとか朝、本当、もう7時そこそこから送られて、帰りももう7時半回って迎えに来る、そういったのもよく見受けられるので、的確にそういったニーズを把握されてるんだなというふうに理解いたしましたので、そういった理由も含めて、賛成といたします。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 議案第58号、賛成の立場で討論します。

以前より、保護者のほうから、本当に働き方で多様化してきております。その中で、保護者のこの要望が、以前からも、これ、かなりあったと思うんです。ようやくなったのかなと思って、これはいい議案だと思いますし、先ほどお聞きしましたその指定管理料も14%ぐらい上がるということだったので、当然ね、預かる時間が長くなれば上がるのは当然なので、この議案については、賛成といたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 議案第58号 豊明市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

まずもってですけども、時間の延長、土曜日の朝と土曜日以外でもですけども、午後7時までという時間の延長をするというようなことは、先ほどから御意見出ていますように、その働き方だとかいろんなことがあって、朝早くから出勤したりとか夜遅くに帰ってきたりとかってというような親御さんが増えている中で、これは非常にいいことだというふうに思っています。

料金についてなんですけども、これ、実は、自分は上げてもいいと昔から思っていて、そもそも自分の子ども、通わせているわけなんですけども、安いなというふうに思っていて、ほかの子たちがね、先ほど、鵜飼委員もおっしゃられてたとおりで、ほかの民間の児童クラブというかその学童に行っておられる方、もう何万円っていうふうにお支払いしているというような話を聞いてましたし、そもそもですけど、いろんな物価が上がってきたりだ

とか賃金なんかが上がってきたりしているようなところですので、これはもう致し方ないなというふうに思ってます。

それと、今回は、長期休業の金額も決めたというようなことですが、これも真っ当だと思っていて、長期休業だけ、長期休暇中だけ使われる方々が結構フルフル朝から晩まで行っていらっしゃるようなところで、その金額がちょっとあまり公正じゃないかなというふうに感じてましたので、料金設定見ても割とぴったり来るような感じで見てましたので、これは非常にいいかなというふうに思います。

ただただ、料金が上がるというような議案ですので、今まで利用されている方だとかこれから利用されるような方たちには、こういう理由で料金を上げざるを得ないんだよみたいな感じのことの御説明をしっかりとさせていただきたいなというようなことを申し上げて、賛成とします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第58号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成多数であります。よって、議案第58号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

加藤農業政策課長。

○農業政策課長（加藤直美君） それでは、議案第61号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第4号）のうち、農業政策課所管分について御説明いたします。

14、15ページをお開きください。

最下段、6款1項3目 農業振興費、農業振興事業の説明欄、病虫害難防除対策費補助金は、農産物への病虫害防除の薬剤費の一部を補助するものですが、県内で急拡大している病虫害、イネカメムシなどの対策のために既存補助金を増額し、農産物の品質向上及び農業者の負担軽減を図るものでございます。

以上で農業政策課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 続いて、外山土木課長。

○土木課長（外山紀元君） 続きまして、土木課が所管する補正予算について、歳出より

御説明いたします。

補正予算書16ページ、17ページをお開きください。

上段の8款2項 道路橋梁費、1目 道路維持費、2目 道路新設改良費の補正は、いずれも財源振替によるものです。

1目の道路維持事業2,700万円の地方債増額は、国からの通知で市債の充当が可能となったことに伴い、交付税が充当可能な起債の予算を増額計上するものです。

2目の道路新設改良事業1,809万円の国庫支出金増額は、国庫補助金である都市構造再編集中支援事業費補助金が当初予算より569万円増額で内示が出た分と、市街地開発事業にもともと充当予定であった国庫補助金1,240万円の合計で1,809万円を道路新設改良事業に振り替えるものでございます。

歳入としましては、8ページ、9ページを御覧ください。

下段、21款 市債、1項3目の土木債として2,700万円を計上しております。

以上で土木課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 中田都市計画課長。

○都市計画課長（中田勝次君） では、続きまして、都市計画課所管の補正予算について御説明をいたします。

まず、歳出より御説明いたしますので、予算書16ページ、17ページをお開きください。

下段の表、8款 土木費、1目 都市計画総務費、補正額274万4,000円は、右のページの説明欄3、都市計画事務事業、1行目、木造住宅耐震診断委託料94万4,000円の増は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅における耐震性の有無を診断する費用で、20件分を計上しております。

続けて、2行目です。住宅・建築物安全ストック形成事業補助金180万円の増は、耐震診断を受けた結果、耐震性がないと認められた木造戸建て住宅の除却費用に対する補助を3件分、同じく、耐震シェルターの設置費用に対する補助を1件分計上しております。

引き続き、2目 市街地開発費、補正額ゼロ円は、この後、歳入にて説明をいたします財源振替によるものでございます。

3段目、4 公園事業費、補正額250万円は、右の説明欄、公園施設改修工事費に充てさせていただくものでございます。

続けて、歳入について御説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

まずは、上段の国庫補助金になります。

14款 国庫支出金、5目 土木費国庫補助金、補正額706万2,000円は、右の説明欄、1行目、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金137万2,000円の増は、補正計上分の木造

住宅の耐震無料診断、木造戸建て住宅の除却費用及び耐震シェルターの設置費用に充当するもので、補助率は2分の1、2行目、都市構造再編集中支援事業費569万円の増は、豊明ノースセントラル地区内の事業に要する費用に充当するもので、当初想定していた内示額に対し、実際の内示額が上昇した分を計上したものでございます。

続きまして、県の補助金について御説明いたします。

同じく、6、7ページの下段になります。

15款 県支出金、7目 土木費県補助金、補正額68万6,000円は、右ページの説明欄、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金は、国庫補助金と同じ事業に充てるもので、補助率は4分の1でございます。

最後に、市債について御説明いたしますので、予算書8、9ページをお開きください。同じく、補正予算書5ページの第4表にも地方債補正の記載がありますが、こちらの8、9ページで御説明をいたします。

下段の表、21款 市債、1項3目 土木債のうち、右ページの説明欄4段目、2節 市街地開発事業債1,120万円の増は、都市構造再編集中支援事業費補助金から市債への財源振替によるものでございます。

以上で都市計画課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永学校教育課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 続きまして、学校教育課分について御説明いたします。

歳出について御説明いたしますので、18ページ、19ページをお開き願います。

10款1項3目 教育振興補助事業の説明欄、私立高等学校等就学助成金100万円は、経済的に厳しい世帯に対して年額1万円を交付するものです。

次に、債務負担行為補正について御説明をしますので、4ページをお開きください。

第3表の追加の表の一番下、放課後児童対策委託事業7億1,277万5,000円は、令和7年度から令和11年度までを予定している学校内で実施する放課後児童健全育成事業を委託するための費用に係る限度額です。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方はページ数を示してからお願いいたします。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 4ページ、第3表 債務負担行為補正、放課後児童対策委託事業です。これも先ほどは人件費のこういう高騰があるということはお聞きしてます。その積

算方法、ベースアップの積算は、こういった形でしたのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 要因は様々ございますけれども、まず、1つ目に、開所時間の延長されることによって委託する育成時間というのが約15%ほど増加をするということが、1点目、あります。

2点目に、児童クラブの登録者数が増加傾向にあるところも含めると、支援員を増加して受入れ体制を整えます。

その他、時間単価の人件費の上昇など物価高騰分ございますので、そういったことを勘案して最終的な契約金額が上昇するという形になっております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こңどう委員。

○こңどうのぶお委員 今の支援の増加ということではありますが、人員の増加計画は、どのような計画をしていますか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） なかなか明確な数字というのは申し上げられませんが、まず、育成時間が15%増加するというのは先ほど申し上げました。それに伴って職員配置数の増加も3割ほど増加することが見込まれますので、また、それは、その児童クラブに入るお子さんたちの増加も見込んでの話でございますけれども、そういった部分での人件費の増加を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こңどう委員。

○こңどうのぶお委員 じゃ、どの学校の児童クラブが何人配置から何人配置に変わるということは分かるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 現時点では、各4校合わせて、今、450人の定員となっておりますけれども、470名ほどの定員というのを考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 栄小学校放課後子ども教室、今回、委託に切り替えるということですが、その理由は何でしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 今、栄小学校の放課後子ども教室については、かなり支援員というかスタッフの方については、かなり高齢化が進んでおりまして、なかなかその小さなお子さんの面倒を見るということにも体力的にもかなり厳しい状況はあるということと、なかなかその人材も集まりにくいということがございます。そういった意味から、継続性について、やはりリスクを伴う部分があるというところから、安定性というところを含めて委託に切り替えるということを考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今の栄小学校で働いている職員の方は、どのようになるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） もし委託ということになれば、お認めいただいて委託ということになれば、そういった方を積極的に雇用していただくというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 同じ、4ページの放課後児童対策委託事業ですけども、これ、比較がめちゃくちゃ難しくてちょっと自分で比較できてないんですけど、前回、この委託をしたときから、その今回の委託のこの積算が、どれぐらいの割合の金額が上がっているのかが非常に難しかったので、ちょっと、もし積算されてたらお願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 前回から約1.5倍程度になっているというところでご

ざいます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 15ページ、6款1項 農業振興事業です。これ、先ほど、イネカメムシというの駆除ということだったんです。これ、1種類の駆除になるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤直美君） こちらのほうは、イネカメムシ以外に、ジャンボタニシ、あとは、主にアブラムシ、あと、もう一つ、トビイロウンカ、そういった病害虫を想定しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかに。

武谷副委員長。

○武谷としお委員 今のところ、6款1項1目の病害虫のところなんですけど、これ、農家さんがどういった手続で窓口に来られてやるのかと、上限、一農家さん、上限金額とかはございますでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤直美君） こちらのほうは、農業者団体が実施する防除費用の補助になりまして、こちらはJ Aさんとなります。J Aさんを通じて購入された方にお渡しする補助金でございますので、特に農業者の方が手続をするっていうものではございません。

あと、一農業者当たりの上限金額につきましても、ございません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、今、イネカメムシとかアブラムシということで、殺虫剤ということよろしいんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤直美君） はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 その農薬のこういった農薬の名前でなんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤直美君） 主なものを挙げさせていただきます。スタークル、スクミノン、ベリマークといった形で、ほか6種類の薬剤となっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今のスタークル、スミチオンっていうのは、EUで禁止されてるような殺虫剤なんですけど、この殺虫剤、どのようなリスクがあるか市は把握しているんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤直美君） こちらのほうは、JAさんが推奨しているものでございますので、市のほうについて、把握はしておりません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 同じ、15ページの農業振興事業ですけど、先ほど、JAさんで購入した場合に補助をするというような御答弁があったかと思うんですけど、これ、補助のスキームとしては、どうなるんですかね。その補助金っていうのは、市のほうからどこに渡るような形になるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤直美君） 市のほうから、まず、JAさんのほうに補助金はお渡しします。そして、JAさんのほうから購入された農業者の方にお渡しするというスキームになっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○**鶴飼貞雄委員** すみません、同じところで、農業振興事業の補助金等の交付要綱を見ると、ここの部分で行くと、その農業者団体が実施する防除費用の2分の1以内のその補助金、出すってということなんですけど、今の先ほどの清水委員の答弁と、ちょっと何かちょっと合致するような、ちょっともう少し分かりやすい説明、いただけないでしょうか。

○**建設文教委員長（服部龍一議員）** 答弁願います。

加藤課長。

○**農業政策課長（加藤直美君）** まず、こちらのほうは、薬剤をどうしてこのようなものを選定してるかということ、面的に行う必要がある薬剤ですね。今回で申し上げますと、イネカメムシというのは一部の方がやっても被害がどんどん拡大してしまうということで面的に行う必要があるものということで、まず、JAさんのほうが指定しております。そういった中で推奨というか防除についても農業者の方に周知してるんですけども、その方たちが購入された、最終的にその購入された費用を案分してお渡しするという形になります。

（難しいねの声あり）

○**農業政策課長（加藤直美君）** 市からJAさんのほうに補助金はお渡しするんですけども、全額。購入された方に、購入された金額の合計金額に応じた形で配分されるという形になります。

（補助金がの声あり）

○**農業政策課長（加藤直美君）** 補助金が。そういうことです。

以上です。

（2分の1がどこにの声あり）

○**建設文教委員長（服部龍一議員）** 加藤課長。

○**農業政策課長（加藤直美君）** 2分の1というのは、補助金の金額が今までは30万4,000円ですので、通常ですと60万8,000円まででしたら2分の1なんですけど、それを超えた事業費になりますと、2分の1を、少なく、割ってしまうものですから、2分の1以内の補助ということになっております。

以上です。

（分かりました。委員長、分かんないんだの声あり）

○**建設文教委員長（服部龍一議員）** よろしいですか。

こんどう委員。

○**こんどうのぶお委員** いいですかね。8款 土木費の……。

（8款、早いなの声あり）

○こんどうのぶお委員 ごめんなさい。何ページでしたっけ。土木費、ごめんなさい。

(木造住宅の声あり)

○こんどうのぶお委員 木造住宅なんですけど、これ、先ほど、20件、耐震委託っていうことだったんですけど、この耐震診断のできてない住宅、まだ何件あるか把握されているでしょうか。

○建設文教委員長(服部龍一議員) 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長(中田勝次君) 具体的な件数は把握しておりません。

終わります。

○建設文教委員長(服部龍一議員) ほかに。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 同じところで、たしか年度の初めぐらいから申請受け付けてだと思っんですけども、20件増加ということで、これは、あくまで頭打ちではなくて、まだこれからも今年度中で申請が増えるようであれば、また今後の補正打つって見込みでいいでしょうか。

○建設文教委員長(服部龍一議員) 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長(中田勝次君) 一般的な締切りは12月20日を締切りとしてますので、原則、今回までを予定しております。

以上です。

○建設文教委員長(服部龍一議員) ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 先ほどで、耐震診断できてない住宅を把握してないということなんですけど、そういう住宅、すごくたくさん、今、あって、危険な状態だと思うんですけど、そういった住宅のアナウンスって、どのように今後されてくんでしょうか。

○建設文教委員長(服部龍一議員) 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長(中田勝次君) 引き続き、耐震ローラー作戦、広報もしていきます。ホームページも引き続きしていきたいと思ってます。

終わります。

○建設文教委員長(服部龍一議員) ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 同じ17ページで、8款2項のほう、土木のほうにお聞きしたいんですが、財源振替ですね、2目のほう、1,809万円のほうなんですが、これ、多分、4項の2目ですかね、都市計画のほうとの関係があるかと思うんですが、8款2項2目のほうを、ちょっと4項の2目と絡めてというか、絡まっているんだったら絡めて、ゆっくり説明をお願いしたい。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 基本的には、委員のおっしゃるとおり4項の2目 市街地開発費の事業、こちらと同じ国庫補助を財源とする事業でございまして、こちらから1,240万円振り替えました。さらには、この国庫補助事業が増額された、内示が増額された分がございまして、569万円国庫補助が増額されておりますので、その合計で1,809万円という計算になります。

以上です。

（そういうことか、そういうことなんだの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 そのページの一番下の公園施設改修工事費250万増なんですけど、これ、なぜ当初予算では組めずに追加予算になったんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 当初、予定していましたこの公園施設改修工事費より、改修すべきものが増加したことでございます。

終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 追加した場所っていうのは、どこになるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 具体的に申します。勅使台西緑地の公園灯の更新工事、中ノ坪の遊具の改修でございます。

終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今の2つの公園でどれぐらいの金額を使ってしまったのか、お願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 公園灯のほうは約170万、中ノ坪の遊具は約80万でございます。

終わります。

（そういうことかの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 公園施設の修理なんですけど、これ、指定管理でやる修理等は、なかったんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 公園灯は完全な更新工事でございますして、中ノ坪の遊具も80万という金額でございます。いずれも指定管理の契約の修繕50万という範囲を超えておる案件でございます。

終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 撤去費用も市が、もちろん市が負担するんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 遊具の改修、それ、そして、指定管理が今まで修理した案件、50万以下ってあるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） ごめんなさい、具体的な案件がよく分からないんですが、

当然、50万以下は修繕ということであれば、おとしから指定管理がしております。

終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 19ページ、10款 教育費ですけど、これは、非課税世帯に年額1万円ということによかったかと思いますが、これ、何世帯ぐらいで、ここの中に、その助成金をお渡しする費用というのは入っているのかどうかお願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、世帯数ですけども、これは1万円、年額1万円です。100世帯を想定をしております。

お渡しするための事務手数料ですか。

（そうそうそうそうの声あり）

○学校教育課長（秋永亘正君） それは入っておりません。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 どういうふうにお渡しするのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 申請を出していただいて、振込先にこちらからお振り込みさせていただくと……。

（手数料の声あり）

（手数料なくていいのの声あり）

○学校教育課長（秋永亘正君） いうところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 これ、年度途中なんですけども、予算の不足分でしょうかを確認します。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） これは、新規の新たな制度でございます。ですので、不

足分ではございません。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 これ、一般財源っていうことになってますけど、これ、後ほど何か交付金とかその国庫みたいなのが当たるみたいな、そういう考えなんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 国庫とかそういった補助金というのは想定はしておりません。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、私学就学生に、どのようなことに困っているか等の意見を聞いたことはあるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 直接はお聞きはしておりませんが、私学助成については、昨年度も陳情ですとかそういったお声は届いております。そういった背景も踏まえて、今回、こういった制度を補正予算として上程させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、非課税世帯のみですよ。そういうふうにした理由は何でしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、一番優先すべきは経済的に厳しい世帯でございます。その最も厳しい世帯が非課税世帯というところで、そこを優先してさせていただいておるというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、私立高校等って書いてあるんですけど、私立高校以外にも何かそういったとこ、あるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 私立高校と、あと、朝鮮学校さんといったところも含めて対象としておるところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、本市の私立高校と公立高校に通っている子の割合は把握されてるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 割合までは把握はしておりません。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 同じところなんですけども、この私立高等学校の就学助成だもんですから、在校生は対象外ということで理解でよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 在校生というか、そこの高校に在学しておれば、毎年、例えば1年生も1万円、2年生になっても1万円というふうに交付はされるという制度でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 他市町の状況というのは調べられたんでしょうか、どうでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 近隣自治体含め、他市町の状況も踏まえて、おおむね遜色のない金額であるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 陳情、今回、私学のことであったんですけど、私学に通わせる世帯が厳しい状況というのが書かれています。多子世帯や独り親世帯の支援は検討しなかったんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 多子世帯、それぞれ御事情はありますけれども、まずは優先的、優先すべきは非課税世帯、経済的に最も厳しい世帯というところで、今回、この補助金を上程させていただいておるところです。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） まだございますか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） いいですか。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 議案第61号 豊明市一般会計補正予算書（第4号）、反対とします。

債務負担行為補正の放課後児童対策委託事業ですけど、指導員の処遇改善、増員という点ではよいことですが、どれぐらい増員、そして、幾らぐらいのそういう処遇というのがきちっと把握されていないと思います。

6款 病虫害難防除対策費補助金であります。これ、薬は、フィプロニルっていう薬であります。水田に苗を植えるときに育苗箱で使用する殺虫剤です。EUでは禁止になっています。もう一つのネオニコチノイド系も随分前にEUでは使用禁止であります。ネオニコチノイドの暴露がADHDなどの発達障がい急増のリスク因子と言われている学術論文があります。要は、このような農薬を使って、安全でない米を使って学校給食等に使すべきではありません。未来の子どもたちに安全・安心な食材の供給責任、そのような農薬の知識とともに、行政にも責任があり、それを踏まえてしっかりと補助金の検討するべき

でないでしょうか。

公園施設改修工事費も指定業者がいるのに道具の撤去や新設は契約で全て市が負担することになっています。これでは維持管理の状況が悪くて撤去や回収となっても、全て市が負担することになっています。指定業者とは交渉も重ねていないようなことです。事業者の言いなりになります。多くの税金を使うようなことになります。私は、このような姿勢には賛同しかねます。

10款 教育費、教育振興事業ですが、他市町では既に行われていて、収入条件もない自治体もあります。今回の陳情においても、父母負担の軽減、私学助成を求める陳情が3件もあり、私学に通う生徒の親からは切々な思いが感じられます。今後、高等教育、大学などにも進学すると、さらに教育費がかさんでいきます。手厚い教育費のサポートをするべきであります。

よって、議案第61号には反対であります。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第61号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第4号）のうち、建設文教委員会所管の部分について、賛成の立場で討論いたします。

まず、債務負担行為ですが、放課後児童対策委託事業、答弁の中で前回に比べると1.5倍というふうにありました。当然ながら、もう時間が長くなることと人件費云々のこともあります。しかも5年の期間でありますので、この5年間に、今後こういった形で伸びて、人件費とかも伸びていくか、そういったところも当然計算されて、こういった限度額、あくまで限度額ですからね、を出されたわけですので、しっかりと金額は計算されているのかなというふうに思います。ちょっと感情論は抜きでやっていきましょう。

あと、歳出のほうですね。農業振興事業の防除対策ですね。これも要綱を見ますと、非常に、もう駆除しないと、もう何ともならない、そういった逼迫したところで初めて交付されるそういった補助金だというふうに理解しております。先ほど、答弁のほうでも、一部だけがやっても意味がないですよということなので、これが面的に対策が行われることによって豊明市のその農業、農作物を守ることができると思いますので、今後も、こういったことがありましたら迅速に対応していただきたいなというふうに思っております。

また、あと、木造住宅の耐震とか建築物の安全ストック云々なんですけども、これも人命に関わることでございますので、また来年度の当初予算でも増額して出していただいてもいいのかなと思ってるぐらいです。

そういったもろもろとも適切に早急に対処されている補正かなというふうに理解いたしましたので、賛成の立場であります。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第61号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成多数であります。よって、議案第61号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより請願、陳情の審査に入りますが、請願、陳情と関係のない職員については自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議ありませんので、請願、陳情と関係のない職員については自席待機といたします。

ここで、職員入替えのために、10分間休憩といたします。

午前 11 時 13 分休憩

午前 11 時 23 分再開

○建設文教委員長（服部龍一議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

初めに、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願を議題といたします。

本請願については、紹介議員が既に本会議場にて趣旨説明をされましたが、補足説明の申出がありましたので、説明をお願いします。

中堀りゆういち議員。

○中堀りゆういち議員 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の補足説明をさせていただきます。

現在、日本の教育環境は、多岐にわたる課題に直面しています。その中でも特に少子化の進展と地域ごとの人口減少に伴う学校の定数問題は、教育の質を維持する上で重要な要素となっております。教員数が十分に確保されない状況下で児童生徒一人一人に対する教育が低下するおそれがあります。

本市におかれましては、小学校6年まで及び中学校1年までは少人数学級として体制が整われておりますので非常に優秀な教育環境だとは思いますが、教育の平等性、公平性を考えるならば、全国一律で35人学級の実現が必要ではないでしょうか。

また、教員の負担増加は、職務遂行やモチベーションに悪影響を与えることも指摘されています。

このような背景を受けて、小学校の定数改善計画は早急に策定され、その実施が求められます。定数改善計画の策定により、各地域の教育現場におけるニーズを正確に把握し、適切な教員配置が行われることで、教育の質を維持、向上することが可能となります。

さらに、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充は、教育の安定性を確保するために不可欠です。この制度は、全国の学校において質の高い教育を提供するための基盤となっております。国庫負担があることで、地方自治体の教育予算にかかる負担が軽減され、その分を教育環境の充実や施設の設備に向けることができます。

現在、学校現場では、ICT教育の推進や特別支援学級の充実といった新しいニーズが高まっていますが、これらに対応するためには国や自治体からの支援が不可欠です。義務教育費国庫負担制度の拡充がなされることで、これらの教育の質を担保する取組が一層進展すると思います。

また、教育現場のニーズに応じた柔軟な対応を行うためには、定数改善計画と国庫負担制度が一体となった形での政策立案が求められます。特に、地域の人口動態を考慮し、多様な教育ニーズに応じた教員の配置を実現することで、よりよい教育環境の整備が進められることが期待されます。

今後の日本の教育を支える重要な施策です。私たちは、これらの実現に向けて今後も不断の努力を続けてまいる所存でございます。ぜひ本請願の採択をお願いいたしまして、補足説明とさせていただきます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御苦労さまでした。

本請願については、当局より状況等で説明することがあればお願いいたします。

浅井教育部長。失礼いたしました。

○教育部長（浅井俊一君） 特に申し添えることはございません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 請願でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 小学校は、大分35人学級っていうのは進んでると思うんですけど、中学校の現在の学級の人数は、どうでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁できますか。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 中学校は、1年生が35人学級、2年生、3年生は40人学級というふうになっております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 その少人数推進の目標値っていうのはあるんでしょうか。今後、中学校も少人数学級進めていく可能性、考え、ありますか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 今のところ、何か確定しているものがあるかということ、何もありません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 請願第3号、賛成討論したいと思います。

義務教育は、憲法上の国民の権利、義務に関わるものでありまして、国は地方公共団体とともに義務教育にかかる費用を無償にし、国民の教育を受ける権利を保障する義務を負っています。これは日本国憲法第26条であります。

また、義務教育に対する国の責任を果たすと同時に、この制度を通じて全国全ての学校に必要な教職員を確保し、自治体間における教職員の配置基準や給与水準の不均衡をなくし、教育の機会均等と教育水準の維持、向上に取り組むべきであります。

平成18年度に国の補助金等の整理及び合理化という名で、目的で引き下げられています。各自治体の財政は圧迫されています。国庫負担金率を2分の1への復元は、国の大きな責務であります。

よって、この請願第3号を採択いたします。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 請願3号について、採択の立場で討論いたします。

学校現場において、いじめの件数や不登校児童生徒の増加、様々な問題に対応するために、日々先生方は本当に遅くまで学校に残り、また、休日に対応していただいて、休日にも対応していただいて、子どもたち一人一人、きめ細かな対応をして、本当にしていただいております。

残念ながら、愛知県の公立学校の教員採用の状況なんですが、令和5年度は900名で、令和6年度、小学校の採用人数800名、令和7年度におきましては710名と年々減らされております。実際の現場で疲弊し切っている先生方の働き方改革にも十分目を向けていただきたいので、請願の定数改善計画の策定、実施と義務教育費国庫負担率2分の1への復元することは、国が果たさなければならぬ大きな責務と考えております。

よって、採択とさせていただきたいと思います。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第3号は採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、請願第3号は全会一致により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第9号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために豊明市の授業料助成制度の復元を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明することがあればお願いいたします。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） では、1点、御説明させていただきたいと思います。

もともと本市におきましては、私立高校への授業料助成につきまして、所得制限の上で助成する制度というのがございましたが、令和2年度に720万円未満程度世帯について、県での助成制度が確立しましたので、廃止をしたという経緯がございます。

他市町村において同じタイミングで廃止したところですか、奨学金や入学助成金含めて何らかの内容で継続しているところもあるというところは様々でございますけれども、今回の陳情内容のような制度を有しているという自治体が全てではないというような認識

でございます。

本市におきましては、先ほど審査いただいておりますけれども、より経済的に困難な世帯に対して支援を行うべく、所得階層を非課税世帯に限定した制度として今回の令和6年度の補正予算に提案させていただいたところでございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 先ほど、今の説明で令和2年度に廃止ということでしたが、そのときの助成は幾らだったのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） かなり様々あります。所得の区分に応じて一定の金額を交付しているものでございます。所得の4段階に分かれておりまして、非課税世帯については5万円で、市民税所得割が5万1,300円未満となるものが4万円、同じく、16万3,500円未満となるものが3万円、27万1,500円未満となるものが2万円というような形で制度設計をしておりました。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 私立高校は、建学の精神に基づいて教育を進める公の教育機関として認可され、地域の子どものための教育に邁進しながら独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的に重要な役割を担ってきました。

公立の学費無償化は年収910万円までですが、私立高校生は年収720万円未満にとどまっています。私学の保護者にとっては、学費負担は以前より軽減されましたが、初年度に約35万円から約54万円の施設整備等の負担が残ったままであります。

憲法第26条及び教育基本法第8条は、教育の機会均等と私学学校教育の振興をうたっております。私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らし合わせて

も憂慮すべき切迫した状況であります。

今回、補正予算書にて私立高校等就学助成金が上がっていますが、非課税世帯のみと何と貧弱な議案上程でありましょう。豊明市独自の授業料助成制度の復活、さらに補助を上乗せした助成を求め、この陳情を採択いたします。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 陳情第9号、趣旨採択の立場で討論します。

陳情第9号、この署名、読まさせていただきました。裏面のほうには多くの方のアンケートが載っており、大変これは十分理解できます。

しかしながら、豊明市は、先ほど答弁でもありましたように、令和2年の4月1日に、今まで国に県に先駆けて行っておりました条例を廃止し、現在に至っております。

また、今回の補正でもね、就学補助助成が、これ、行えるという案が出てきてますし、在学中もこれが適用できるということをお聞きしましたので、今後、社会情勢を見ながら十分に精査していきたいと思っておりますので、今回は趣旨採択の立場といたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第9号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第9号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成多数であります。よって、陳情第9号は賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第10号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明することがあればお願いします。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 特に申し述べることはございません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当

局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○建設文教委員長(服部龍一議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 陳情第10号は、愛知県への意見書であります。陳情第9号と同様の理由で採択とします。

○建設文教委員長(服部龍一議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○建設文教委員長(服部龍一議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第10号は採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(服部龍一議員) 御異議なしと認めます。よって、陳情第10号は全会一致により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明することがあればお願いします。

浅井部長。

○教育部長(浅井俊一君) 特に申し述べることはございません。

以上です。

○建設文教委員長(服部龍一議員) 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○建設文教委員長(服部龍一議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 陳情第11号は、国への意見書であります。国も市や県と同様に私学助成をすべきとの考えであり、陳情第9号と同様の理由で採択とします。

○建設文教委員長(服部龍一議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第11号は採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、陳情第11号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については、私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

本委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午前 1 1 時 3 9 分閉会